

ショートステイ 長久手さつきの家 料金表

令和7年4月1日以降

1.基本料金(一日につき)

項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	529単位	656単位					
併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉			704単位	772単位	847単位	918単位	987単位
短期生活夜勤職員配置加算(Ⅱ)			18単位				
短期生活サービス提供体制加算(Ⅱ)	18単位						
短期生活機能訓練体制加算	12単位						
小計	559単位	686単位	752単位	820単位	895単位	966単位	1,035単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(14%)	78単位	96単位	105単位	115単位	125単位	135単位	145単位
合計	637単位	782単位	857単位	935単位	1,020単位	1,101単位	1,180単位
費用総額	¥6,580	¥8,078	¥8,852	¥9,658	¥10,536	¥11,373	¥12,189
自己負担額(1割負担の方)	¥658	¥808	¥886	¥966	¥1,054	¥1,138	¥1,219
自己負担額(2割負担の方)	¥1,316	¥1,616	¥1,771	¥1,932	¥2,108	¥2,275	¥2,438
自己負担額(3割負担の方)	¥1,974	¥2,424	¥2,656	¥2,898	¥3,161	¥3,412	¥3,657

- * 1単位当たりの金額は10.33円となります。(長久手市:6級地)
- * 処遇改善加算は、上記所定単位数に14%を乗じた数を四捨五入したものとなります。
- * 夜勤職員配置加算(Ⅱ)の対象は要介護状態の方となり、要支援の方は対象外となります。
- * 別途、短期生活療養食加算(8単位/回)を算定する場合がございます。
- * 送迎が必要な場合は、短期入所生活介護送迎加算(184単位/回)を算定する場合がございます。

2.居住費・食費(一日につき)

項目	金額	備考	
居住費	¥2,066	1日	
食費	¥1,445	3食	
介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方は、段階に応じ補給給付が支給されます。その為、負担額が軽減され、下記の負担額となります。			
負担限度額段階	食費	居住費	合計
第1段階	¥300	¥880	¥1,180
世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税の老齢福祉年金受給者もしくは生活保護受給者。			
第2段階	¥600	¥880	¥1,480
世帯全員(生活を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、課税年金額と遺族年金・障害年金収入の合計額が年額80万円以下の方。			
第3段階①	¥1,000	¥1,370	¥2,370
世帯全員(生活を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、課税年金額と遺族年金・障害年金収入の合計額が年額80万円超120万円以下の方。			
第3段階②	¥1,300	¥1,370	¥2,670
世帯全員(生活を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、課税年金額と遺族年金・障害年金収入の合計額が年額120万円を超える方。			
第4段階	¥1,445	¥2,066	¥3,511
第1～第3段階のいずれにも該当しない方。			

- * トイレ付個室をご希望の場合は、特別室料金として1日当たり330円を別途ご負担いただきます。
- * 令和7年4月1日より、預り金、保険証管理費及び通信費等として1日110円をご負担いただきます。
- * 令和7年4月1日より、おやつ代として1日150円をご負担いただきます。
- * 令和5年2月1日より、冷暖房費1日55円をご負担いただきます。
- * その他、実費負担となるものとして、行事参加費、個人の趣味・嗜好品、買い物代行費、受診費等々が御座います。